

# 狭山市公開型 GIS 構築業務委託

## 特記仕様書

令和6年4月

狭山市

## 第1章 総則

### (適用)

第1条 本仕様書は、狭山市（以下「発注者」という。）が発注する狭山市公開型 GIS 構築業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。

### (目的)

第2条 本業務は、発注者が保有する各種地図情報をインターネット上で、いつでも、だれでも閲覧が可能となる公開型 GIS を構築することで、市民や事業者の来庁負担の軽減、利便性向上及び職員の業務効率化を図るとともに、オープンデータ化や行政手続のオンライン化の推進を実現することを目的とする。

### (準拠する法令等)

第3条 本業務は、本仕様書及び業務委託契約書による他、以下に示す関係法令等に準拠して実施するものとする。

- (1) 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）
- (2) 測量法施行令（昭和 24 年政令第 322 号）
- (3) 測量法施行規則（昭和 24 年建設省令第 16 号）
- (4) 地理空間情報活用推進基本法（平成 19 年法律第 63 号）
- (5) 地理空間情報活用推進基本計画（令和 4 年 3 月 18 日閣議決定）
- (6) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (7) 地理情報標準プロファイル（JPGIS）2014（令和元年 7 月国土地理院）
- (8) その他関係法令及び通達、条例、諸規則等

### (疑義)

第4条 本仕様書に定められていない事項及び疑義が生じた場合は、必要に応じ発注者と受注者で協議の上、定めるものとする。

### (実施体制)

第5条 受注者は、本業務を実施するにあたり、以下に示す実施体制を整えなければならない。

- (1) 本業務に精通した管理技術者等に対し、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要するものについては、相当の経験を有する技術者を選任しなければならない。
- (2) 受注者は、本業務で使用する各種資料やシステムで運用するデータを取り扱う際は、情報セキュリティの重要性を認識し、良識ある判断に基づき、資料の破損、紛失、盗難及び外部への漏洩等の事故のないよう管理運用を行うものとし、重要な行政情報が含まれる資料の受け渡しには、セキュリティボックスでの運搬又は LGWAN-ASP 回線を利用したデータ交換サービスを利用して行えるよう体制を整えるものとし、作業終了後、速やかにこれを返還するものとする。

(提出書類)

第6条 本業務の実施にあたり、受注者は発注者に以下の書類を提出し、発注者の承認を得るものとする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 業務工程表
- (3) 業務着手届
- (4) 管理技術者届（経歴書含む）
- (5) 技術者雇用証明書類（健康保険証等）
- (6) 企業資格証明書類（認定証明書の写し等）

(打合せ協議及び報告)

第7条 受注者は、作業着手前及び作業期間中は発注者との打合せを密に行い、詳細な点について緊密な連絡を保ち作業するものとする。なお、受注者は、打合せ協議記録簿を作成し、発注者と受注者で1部ずつ保管するものとする。

(工程及び品質の確保)

第8条 本業務における工期の遵守及び品質を確保するため、以下の事項に留意して業務を推進するものとする。

- (1) 業務実施計画書に基づき、作業工程進捗報告を定期的に行うものとする。
- (2) 計画工程が遅延する場合は、事前に発注者に報告し、挽回策を講じなければならない。

(損害賠償)

第9条 受注者は、業務遂行中に生じた諸事故、あるいは発注者又は第三者に与えた損害等に対して一切の責任を負い、発注者に発生原因、経過及び被害内容等の状況を速やかに報告し、発注者の指示に従うものとする。

(検査)

第10条 受注者は、本業務完了後、速やかに所定の成果品を納入し、管理技術者立ち合いの上、発注者の検査を受けるものとする。

(成果品の不適合)

第11条 受注者は、本業務完了後といえども、納入成果品が本仕様書に定める仕様、品質又は数量に関して契約内容に適合しない場合は、成果品の納入後1年間を原則とし、受注者の負担において、納入成果品の補修、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をする責を負うものとする。

(成果品の帰属)

第12条 本業務において作成した成果品は、全て発注者の管理及び帰属とし、受注者は発注者の許可無く第三者に公表、貸与又は使用してはならないものとする。ただし、導入するシステ

ムの基本ソフトウェアにおける GIS エンジン等のミドルソフトウェア、パッケージソフトウェアに関する部分の権利及びデータにおける固有のフォーマット定義については、製造元及び受注者に帰属するものとする。

(貸与資料)

第 1 3 条 本業務に必要な資料は、発注者から受注者に貸与し、受注者は貸与資料の保管管理及び取り扱いには十分注意するとともに、資料の授受においては借用書を提出し、本業務完了後、速やかに返還するものとする。

(秘密の保持)

第 1 4 条 受注者は、本業務上知り得た情報、資料及びその他一切の事項を、いかなる場合でも第三者に漏らしてはならない。

## 第 2 章 公開型 GIS 構築

(基本要件)

第 1 5 条 本業務にて構築するシステムの基本要件は、以下のとおりとする。

- (1) システムの運用は、インターネット回線を使用した ASP 方式とする。
- (2) 24 時間 365 日運用可能とし、システムの稼働率は 99.9%以上であること（事前に発注者が許可したメンテナンス等の時間は除く）。
- (3) 受注者又は GIS ベンダーが保有するデータセンターを使用してサービスを提供すること。
- (4) 準拠する測地系は世界測地系とし、水平位置の座標系は平面直角座標系 IX 系とする。
- (5) システムの機能は、別紙 1「機能要件一覧表」のとおりとする。この場合において、「必須」区分の要件のうち 1 つでも満たさないものがある場合は、失格として審査対象外とする。
- (6) 管理者側ライセンスとして、特権アカウントを 1 アカウント、職員用アカウントを 11 アカウント提供すること。また、特定の外部事業者用アカウントを 3 アカウント提供できること。

### ライセンスの定義

属性	属性の説明
特権アカウント	システムの管理全般を行うユーザ アカウントの登録等、資格管理の権限を有するユーザ 全レイヤの編集権限を有するユーザ
職員用アカウント	各部門のレイヤの編集権限を有するユーザ
外部事業者用アカウント	指定したレイヤの編集権限を有するユーザ（道路部門での包括的民間委託において、道路の維持管理を行う特定の外部事業者向けに権限を付与する）

- (7) 利用者（市民等）の同時接続は無制限であること。

- (8) 利用者が使用する端末に関わらず、プラグイン等の特別なソフトのダウンロードを不要とし、ブラウザのみで動作すること。
- (9) パソコンの他、スマートフォンやタブレットで動作し、主要な OS 及びブラウザのバージョンアップに無償で対応できること。

#### (運用開始時期)

第16条 システムの運用開始時期は、令和7年1月1日からとする。なお、受注者は、運用開始前に仮運用期間を設けて運用環境のテストを行い、発注者の指示に従い、レイヤ設定やシステム機能の調整を行うものとする。

#### (計画準備)

第17条 計画準備は、本業務を実施するにあたり、業務を円滑に進めるため、業務内容を十分に把握し、業務方針及び計画の検討を行い、業務実施計画書を作成し、発注者の承認を得るものとする。

#### (システムデータ整備)

第18条 受注者は、貸与資料を基にデータの整備を行い、システム内で使用できるよう変換及び加工を行うものとする。なお、初期設定する内容は以下のとおりとする。

##### (1) 共用空間データ

以下の共有空間データを整備し、背景地図データとして搭載するものとする。

ア 都市計画基本図（数値地形図データ）

イ 民間地図（受注者にて住所検索が行える民間地図を調達し、搭載するものとする）

ウ 地番図データ（検索用として使用し、筆界線は非表示とする）

##### (2) レイヤデータ

別紙2「搭載データ一覧表」のデータを、データごとにレイヤを分け、表示シンボル、区域及びファイリングデータ等の必要となる関連情報を作成の上、構築するものとする。なお、SHAPE形式でのデータ提供ができない項目については、該当データを電子化した上でレイヤデータを整備するものとする。

#### (システム環境設定)

第19条 システム環境設定は、前条で作成したシステムデータを使用し、システム環境設定を以下の事項に従い行うものとする。

##### (1) 画面・初期設定

公開サイトの初期設定を行い、URLの発行、トップページ、同意画面、利用規約画面の設定を行うものとする。

##### (2) ポータルサイトの構築

所管課ごとに必要なマップを表示できるポータルサイトの構築を行うものとする。

##### (3) 主題図設定

システムで公開する主題図ごとに、表示する情報、表示内容の設定を行うものとする。

- (4) 各種レイヤ設定  
各種レイヤの図形表現、表示項目などの設定を行うものとする。
- (5) 印刷設定  
システムで公開する主題図ごとに、印刷設定を行うものとする。
- (6) ユーザ・グループ設定  
ユーザ ID 発行、グループ設定を行い、各 ID の権限の設定を行うものとする。
- (7) 機能動作設定  
各種機能が稼働できるよう機能の設定を行うものとする。

(マニュアル作成及び操作研修)

第20条 受注者は、「公開型 GIS 操作マニュアル」を作成し、発注者に向けた操作研修を実施するものとする。なお、操作研修は実施時期、対象者、回数等を発注者と協議した上で行うものとする。

### 第3章 公開型 GIS 運用保守

(システム運用保守)

第21条 本業務期間におけるシステムの保守作業は、以下の事項に従い行うものとする。

- (1) 運用保守期間  
令和7年1月1日から令和7年3月31日まで
- (2) システム保守  
システムの保守作業は以下のとおりとする。ただし、プログラムの変更等が生じた場合は、別途協議を行うものとする。なお、対応した保守作業について内容を記録及び管理し、報告書を発注者へ提出するものとする。
  - ア ソフトウェアの使用に関する問合せ対応
  - イ ソフトウェアの操作マニュアル上にない現象が発生した場合の対応
  - ウ その他ソフトウェアの障害に対する修復作業
- (3) 保守適用範囲外  
以下の事項は、本契約のサポート対象外とする。
  - ア 利用者のハードウェア又は OS の障害に起因するソフトウェアの障害
  - イ 不可抗力、自損を問わず、全ての災害に起因する障害
  - ウ 指定システムの運用及び使用上のオペレータを含む発注者の怠慢、過失、誤用又はその他不適切な用法に起因する障害
  - エ コンサルティング、教育及びトレーニング等とみなされるサービス

(次期システム移行対応)

第22条 受注者は、システム運用が終了した際は、次期システムへの移行にあたり、発注者の指示に基づき、汎用的なデータ形式にてデータを出力するものとする。

## 第4章 成果品

(成果品)

第23条 本業務の成果品は以下のとおりとする。

- |                               |     |
|-------------------------------|-----|
| (1) 公開型 GIS ソフトウェア利用権         | 1 式 |
| (2) システムデータファイル (システムに格納)     | 1 式 |
| (3) システム操作マニュアル               | 1 式 |
| (4) その他、発注者と協議の上、発注者が必要と認めたもの | 1 式 |

(納入場所)

第24条 本業務における成果品の納入場所は、狭山市企画財政部行政経営課とする。